

# 虐待と思われる動物の怪我や死体を発見した場合は…。

- ①怪我の状況や、遺体の現状を確認。
- ②写真等で撮影。(証拠を残すようにしましょう。)
- ③病院に連れて行き、獣医師に怪我の状況、または、死因を確認してもらうと同時に警察に必ず通報する。
- ④証者がいるか。診てもらった獣医師にも証人になってもらい症状や死因結果を警察に説明してもらう。

※外傷が無い死体の場合、毒物を用いた殺傷目的の可能性もあります。また、虐待等ではなく病死の場合もあります。少しでも不審な点がある場合は、死後出来るだけ早く動物病院に連れて行き、獣医師の判断の元遺体解剖等し、死因を特定してもらいましょう。(時間がたちすぎると死因の特定が難しくなります。)



全国で動物虐待事件が続発しています。再発防止のためにも警察やマスコミに事件として動いてもらい、全国に訴え、2度と同じ事が起きないように、個人個人が勇気を持って、声を上げていかなければなりません。

殺人などを起こした者の約9割が過去に動物虐待を行っていたという報告もあり、動物虐待は、決して動物だけの問題ではありません。地域の安全の為に虐待現場や、虐待と思われる怪我や死体を発見した場合は、「かわいそう」で終わらせず必ず警察へ通報しましょう。

動物の愛護及び管理に関する法律第27条にて罰せられます。**動物虐待は犯罪です。**



生命の尊厳と共生を目指し啓蒙する

プラナー

本部事務局代表電話

(078)302-5255